

8. 第6章「施策の推進」に関する意見 14件 (大人10件、子ども4件)

	意見の概要	札幌市の考え方
814	「施策の推進」について、「子どもの権利に配慮した施策」ではなく、「子どもの権利を尊重した施策」とすべき。(大人1件)	札幌市の様々な施策について、子どもの権利の視点にも心を配るという意味で、「子どもの権利に配慮した」と規定しています。
815	「推進計画」について、「子どもの権利推進計画」とするなど、はっきり名称を明記すべき。(大人1件)	推進計画については、どのような内容の計画を策定するか、子どもの実情に応じて、子どもの権利委員会などで検討することとなります。名称においても、その際に検討することが適切であると考えています。
816	第6章に規定している内容について、具体的に示すべき。(大人1件、子ども3件)	推進計画の策定に当たっては、「子どもの権利委員会」から意見を求めるなど、今後検討を進めていくこととなります。具体的な内容としては、「市、家庭、育ち学ぶ施設、地域が連携した、子どもに関する施策の推進」、「子どもの参加、意見表明を推進する施策の推進」などについて、計画に盛り込むことが考えられます。
817	この条例が「絵にかいたもち」にならないためには、推進計画において、推進体制づくり、人的配置、予算措置等の具体的な施策が必要である。(大人1件)	
818	第6章について、「さっぽろ子ども未来プラン」や「新まちづくり計画」など既存の計画のなかに、子どもの権利の理念をいかしていけば十分であり、また、条例を作ることで、必然的に施策の推進に寄与するので、この章自体必要ないと思う。(大人1件)	子どもの権利に関する施策を推進する際の基準となる行動計画を策定することは、条例で定める理念を具現化し、総合的かつ計画的に事業を展開するために、有効であると考えています。なお、ご意見のように、さっぽろ子ども未来プランなど既存のプランとの位置付けをどのようにするかなども含めて、検討していきます。
819	今後発生する諸問題等を、その都度、問題を整理して「条例」の中に取り込んでいくことを通して、「条例」がより豊かなものとなっていくような仕組みが大事である。(大人1件)	必要に応じて条例改正を行うことは大切ですが、この条例を実効性あるものとするため、「子どもの権利委員会」を設置し、子どもの権利の保障の状況を検証することとしています。
820	その他意見・感想等 (大人4件、子ども1件) ・条例の理念を具現化するために行動計画を作ることは、とても良いことである。 など	